報告第2号

大野市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

令和2年4月30日提出

大野市教育委員会教育長事務委任規則第1条第10号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同規則第3条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

大野市教育委員会 教育長 久保俊岳

専決理由

大野市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、令和2年4月1日から施 行する必要があったため

庁中一般

各出先機関

大野市教育委員会事務決裁規程 (昭和58年大野市教育委員会規程第3号) の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

大野市教育委員会

第1条中「、教育長に委任された事務」を「教育長に委任された事務及び市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる事務」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 専決 大野市教育委員会教育長事務委任規則(昭和57年教育委員会規則第6号)第1条の規定により教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任された事務を常時教育長に代わって決裁すること並びに市長の権限に属する事務の一部を議会事務局長、消防長及び委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる規則(昭和58年規則第15号)第5条第2項及び同規則第5条第5項に規定する教育委員会事務局長が専決することできる事務を常時教育委員会事務局長に代わって決裁することをいう。

第2条中第11号を第14号とし、同条第10号中「課長補佐等」を「課長補佐」に改め、同号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13)次長 組織規則第13条第4号に規定する次長をいう。

第2条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「別表第1に規定する課等の長」を「第13条第2号に規定する課長」に改め、同号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 室長 組織規則第13条第2号に規定する室長をいう。

第2条第5号中「大野市教育委員会事務局組織規則(平成8年教委規則第4号。

以下「組織規則」という。)」を「組織規則」に改め、同号を第6号とし、第4号 の次に次の1号を加える。

(5) 事務局 大野市教育委員会事務局組織規則(平成8年教委規則第4号。以下「組織規則」という。)第1条に規定する大野市教育委員会事務局をいう。 第3条を次のように改める。

(専決事項)

- 第3条 局長以下の共通専決事項は、別表第1のとおりとする。ただし、課内に設置する室に係る事項で、かつ、別表第1の決裁区分が局長以上のものについては、 決裁に当たって当該課長を経るものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する事項は、教育長の決裁を要する事項とする。
 - (1) 大野市事務決裁規程(昭和58年訓令第15号。以下「市決裁規程」という。
 -)別表第2に掲げる一般共通専決事項並びに組織、職務権限及び人事共通関係 のうち副市長欄に掲げる事項
 - (2) 市決裁規程別表第3に掲げる財務共通事項のうち副市長欄に掲げる事項 第3条の3の次に次の2条を加える。

(重要事項の専決の制限)

- 第3条の4 専決することができる者(以下「専決権者」という。)は、専決する ことができる事項であっても、当該事項が次の各号のいずれかに該当するときは、 上司の決裁を受けなければならない。
 - (1) 内容が特に重要又は異例であると認められるとき。
 - (2) 取扱い上異例に属し、重要な先例になると認められるとき。
 - (3) 疑義若しくは紛争があるとき、又は処理の結果紛争を生じるおそれがあると 認められるとき。
 - (4) あらかじめその処理について特に上司の指示を受けたとき。

(専決事項の報告)

第3条の5 専決権者は、専決した事務のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、適宜その内容を整理して上司に報告しなければならない。

第4条第1項の表を次のように改める。

決裁権者の区分

代決するできる者

	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者が不在
		のとき
教育長	局長	
局長	教育総務課長	
課長	主管課長補佐	
室長	主管室次長	

第5条中「教育長に委任された事務」を「教育委員会の権限に属する事務で教育 長に委任された事務」に、「学校長」を「学校長及び幼稚園長」に、「第3条第1 項」を「第3条の4」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

		1	<u></u>
	区分		専決事項
局長			(1) 市決裁規程別表第2に掲げる一般共通専決事項並びに
			組織、職務権限及び人事共通関係のうち部長欄に掲げる
			事項
			(2) 別表第3に掲げる財務共通事項のうち局長欄に掲げる
			事項
課長、	室長、	館長	(1) 市決裁規程別表第2に掲げる一般共通専決事項並びに
等			組織、職務権限及び人事共通関係のうち課長欄に掲げる
			事項(室長又は館長等が、同表に掲げる一般共通専決事
			項並びに組織、職務権限及び人事共通関係の被決裁者と
			なる場合においては、大野市職員の職名及び辞令形式に
			関する規則(昭和35年規則第5号。以下「市職員職名
			規則」という。)別表第1に掲げる当該室長又は当該館
			長等の補職名に応じた級を適用する。)
			(2) 課長及び室長にあっては、別表第3に掲げる財務共通
			事項のうち主管課長、主管室長欄及び主管課長、主管室
			長、主管館長等欄に掲げる事項
			(3) 館長等にあっては、別表第3に掲げる財務共通事項の
			うち主管館長等欄及び主管課長、主管室長、主管館長等
			プロ土官 毘女 寺 慵 及 ひ土官 珠女、土官 主女、土官 毘長 寺

欄に掲げる事項

別表第2 (第5条関係)

区分	専決事項
学校長、幼稚園長	(1) 市決裁規程別表第2に掲げる組織、職務権限及び人
	事共通関係のうち課長欄に掲げる事項(幼稚園長が、
	同表に掲げる組織、職務権限及び人事共通関係の被決
	裁者となる場合においては、市職員職名規則別表第1
	に掲げる当該幼稚園長の補職名に応じた級を適用す
	る。)
	(2) 配分を受けた予算の範囲において、別表第3に掲げ
	る財務共通事項の(1)支出負担行為事前承認及び支出
	命令に関すること、(2)支出負担行為事前承認の変更
	に関すること及び(4)契約に関することの主管課長、
	主管室長欄及び主管課長、主管室長、主管館長等欄に
	掲げる事項

別表第3を次のように改める。

別表第3(別表第1関係)財務共通事項(単位 万円)

(1) 支出負担行為事前承認及び支出命令に関すること。

	専決事項節の区分			支出負担行為	1	T		合議会	1		支出命令	備考
節		節の区分	副市長	局長	主管課 長、主管 室長	主管館 長等	会計管理 者	企画総務部長	財政課長	教育総務課長	主管課長、 主管室長、 主管館長等	
報酬		医医任用職員(3か に任用するもの)		0							0	総務課長合議
	会計年	度任用職員(3か ほ任用するもの)			0						0	
	上記以	外のもの									0	
給料		度任用職員(3か :任用するもの)		0								総務課長合議
		医任用職員(3か ほ用するもの)			0							
		外のもの									(総務課長)	
	会計年	度任用職員		0							0	総務課長合議
等	上記以	人外のもの									(総務課長)	
共済費	社会保	保険料に係るもの			0	0					0	
	上記以	(外のもの									(総務課長)	
災害補償 費			50超える もの	50以下	10以下	5以下	0	0			0	
恩給及び 退職年金											(総務課長)	
報償費	費		200超える もの	200以下	30以下	10以下		200超えるも の	30超える もの		0	
旅費			旅行命令の	決裁区分に。	よる						0	
交際費			50以下	30以下	10以下		30超える もの	30超えるも の	10超える もの	0	0	
	①消耗	 毛品費		30超えるも の	30以下	10以下			30超える もの		0	
	②燃料	斗費			0	10以下					0	
	③食糧	費		30超えるも の	30以下	10以下			30超える もの		0	
	④ 印刷	川製本費		30超えるも の	30以下	10以下			30超える もの		0	
	⑤光素	 热水費			0	10以下					0	
	⑥修綸	善料	300以下	200以下	50以下	10以下	100超え るもの	200超えるも の	50超える もの		0	
	⑦賄ホ	才料費		30超えるも の	30以下	10以下			30超える もの		0	
	8飼料	斗費		30超えるも の	30以下	10以下			30超える もの		0	
	9医薬	基材料費		50超えるも の	50以下	10以下			50超える もの		0	
1 役務費	①通信	言運搬費			0	10以下					0	
		情報サービス利用 料 (長期継続契約 によるもの)	300以下	200以下	50以下	10以下	100超え るもの	200超えるも の	50超える もの		0	
		情報サービス利用 料(長期継続契約 によるもので2年 次以降)			0	30以下					0	
		情報サービス利用料(上記以外のもの)	300以下	200以下	40以下	10以下	100超え るもの	200超えるも の	40超える もの		0	
	②保管	学料	200超える もの	200以下	30以下	10以下	50超える もの	200超えるも の	30超える もの		0	
	③広告	 5料	200超える もの	200以下	30以下		50超える もの	200超えるも の	30超える もの		0	
	④手数	女料	200超える もの	200以下	50以下	10以下	100超え るもの	200超えるも の	50超える もの		0	
	⑤筆栽	#翻訳料		20超えるも	20以下	5以下	20超える	20超えるもの			0	

1				の			もの					
	⑥火災保険料				0						0	
	⑦自動車保険料				0						0	
12 委託料	長期継続契約又は	3	300以下	200以下	50以下	10以下	100超え るもの	200超えるも の	50超える もの		0	
	指定管理 者制度に よるもの	三次以降			0	30以下					0	
	上記以外のもの	ę	300以下	200以下	50以下	10以下	100超え るもの	200超えるも の	50超える もの		0	
13 使用料 及び賃借	長期継続契約によ	5	300以下	200以下	50以下	10以下	100超え るもの	200超えるも の	50超える もの		0	
料	るもの 2年	三次以降			0	30以下					0	
	上記以外のもの	5	300以下	200以下	40以下	10以下	100超え るもの	200超えるも の	40超える もの		0	
14 工事請 負費		Ę	500以下	300以下	50以下	50以下	200超え るもの	300超えるも の	50超える もの		0	
15 原材料 費			200超える もの		50以下	10以下	100超え るもの	200超えるも の	50超える もの		0	
16 公有財産購入費			300以下	200以下	30以下	10以下	100超え るもの	200超えるも の	0		0	
17 備品購入費			300以下	200以下	30以下	10以下	80超える もの	200超えるも の	30超える もの		0	
18 負担 金、補助 及び交付	保険給付等義務に係る負担金等			300超える もの	300以下	100以下					0	-
金	上記以外のもの		300以下	200以下	30以下	10以下	50超える もの	200超えるも の	30超える もの		0	
19 扶助費				500超える もの	500以下						0	
20 貸付金]	1000以下	500以下	100以下		0	500超えるも の	100超え るもの		0	
21 補償、 補填及び 賠償金	補償金・補填金		300以下	200以下	30以下	10以下	100超え るもの	200超えるも の	0	0	0	
阳俱並	賠償金支出負担4 承認は全て市長	行為事前					0	0		0	0	議会の議決を要するも のは市長決裁。合議先 は全て必要
22 償還 金、利子 及び割引 料			異例なも の	500超える もの	500以下		500超え るもの	500超えるもの		0	0	
23 投資及 び出資金		Ş	300以下	200以下	30以下	10以下	0	200超えるも の	0	0	0	
24 積立金		ę	300以下	200以下	30以下	10以下	0	200超えるも の	0	0	0	
25 寄附金	支出負担行為事 全て市長	前承認は					0	0		0	0	
26 公課費					0	10以下					0	
27 繰出金				300超える もの	300以下		0		300超え るもの		0	

(2) 支出負担行為事前承認の変更に関すること

(2) 文出負担行為爭則承認(ノ変更に関	すること							
専決事項		支出負担行為	多事前承認			合議が	備考		
	副市長	局長	主管課 長、主管 室長	主管館 長等	会計管理 者	企画総務部長	財政課長	教育総務課長	
支出負担行為事前承認の変更		更前の額の 2 主管室長又に							
		更前の額の 2 裁区分(合詞		る場合は					

(3) 収入に関すること。

専決事項		決裁区	分	合議先				
	副市長	局長	主管課長、主 管室長	主管館長等	会計管理者	企画総務部 長	財政課長	教育総務課 長

(1) 収入の調定		200 を超える	200 以下	10 以下			
		もの					
(2) 督促及び催告			0				
(3) 納入通知書の発行			0				
(4) 減免及び徴収猶予	重要なもの	異例なもの	定例的なもの	定例的なもの	重要又は異例なもの	重要又は異例	重要又は異 例なもの
(5) 滞納処分	0						
(6) 差押の解除	0						
(7) 還付及び過誤納整理	重要なもの	異例なもの	定例的なもの	定例的なもの	重要又は異 例なもの	重要又は異例	重要又は異 例なもの

(4) 契約に関すること。

	専決事項		決裁	区分		合議先				
		副市長	局長	主管課長、 主管室長	主管館長等	会計管理 者	企画総務 部長	財政課長	教育総務課 長	
(1) 入札の公告及び 執行	工事	契約管理室長 長又は主管室	-	ものは主管課	50 以下					
	業務委託(工事関係に限る。)	契約管理室長 長又は主管室								
	物件の買入れ	契約管理室長 管課長又は主		下のものは主						
	上記以外のもの			0						
(2) 入札保証金及び	契約保証金の受入及び払出命令			0	10 以下	0				
(3) 落札者への通知				0	50 以下					
(4) 予定価格及び調 定	査基準価格又は最低制限価格の決	それぞれの契 よる。	別の支出負担	行為事前承認	の専決区分に					
(5) 見積書徴集相手	及び入札参加者の決定	それぞれの契 よる。	2約の支出負担	行為事前承認	の専決区分に					
(6) 契約の締結		それぞれの契約の支出負担行為事前承認の専決区分に よる。ただし、単価契約の場合にあっては、当該契約 単価に予定数量を乗じて得た額の区分による。								
(7) 工事検査申請書		室長。ただし								
(8) 物件の買入れその	(8) 物件の買入れその他の契約の検収及び検収調書			行為事前承認。 課長、事決 のは を管理 を管理 を管理 を で で で で き で き で き で き で り に り さ り で り で り で り に う に う に う に う に う に う る う る う る う る う	長又は主管館 によるものと 。ただし、部 よるものの2 は、当該検収					
(9) 工事検査調書		500 以下	300以下	50 以下	50 以下	500 超え るもの				
(10) 違約金額 工事		300以下				0	○(契約管	理室長)		
減免	以外のもの	50 以下				0	○(契約管	理室長)		
(11)工事完成届				0	50 以下					
(12)工事の設計及び	変更額が変更 主管室長又は		以内の場合は、	主管課長、						
		変更額が変更 決裁区分(合		を超える場合に	は、変更前の					
(13)工期及び納期の	延長	異例なもの		0				年度を超えるもの		

(5) 財産及び物品に関すること。

		9								
	専決事項		決裁区	区分		合議先				
		副市長	局長	主管課長、 主管室長	主管館長等	会計管理者	企画総務部長	総務課長	教育総務課長	
(1) 普通財産の	の貸付	重要なもの	異例なもの (企画総務部 長)	(総務課長)		0				
(2) 財産の交担	換及び処分	100以下				0	0		0	
基	金に関する場合	100以下				0	〇 (財政課長)		0	
(3) 物品の所行	管換及び処分	重要なもの		0		0		0	0	
(4) 財産の登記	Ē			0				○ (道路及 び水路敷除 く。)	0	

	専決事	項			決裁囚	区分			合議	 法 法	
				副市長	局長	主管課長、 主管室長	主管館長等	会計管理者	企画総務部長	財政課長	教育総務課 長
(1) 寄付の採	納(現金	金を除	:<.)	10以下				0	○ (総務課長)		0
3	見金の場	場合		10以下							
(2) 予備費の	<u></u> 充当			50以下	30以下(企画 総務部長)	10以下(財政 課長)					
(3) 予算の流	用			50以下	30以下(企画 総務部長)	10以下(財政 課長)					
(4) 予算の配	当					(財政課長)					
(5) 予算科目	(節)の新	新設		50以下	30以下(企画 総務部長)	10以下(財政 課長)		0			
(6) 年度、会	計及び和	科目の	更正	重要なもの		0		重要なもの	重要なもの	•	
(7) 戻入及び	戻出命令	令		重要なもの		0		重要なもの	重要なもの		
(8) 過誤払整	理			重要なもの		0		重要なもの	重要なもの		
(9) 振替命令	9) 振替命令			重要なもの		0		重要なもの	重要なもの		
(10)補助金の	交付内方	示(支占	出の場合)	300以下	200以下	30以下		50超えるも の	200超えるもの 30超えるもの		
(11)補助金交 申請(収入の		á 初		500以下	300以下	100以下		300超えるも の	300超えるもの	50超えるもの	
合)			保険給付等 義務的なも のに係る交 付申請		500超えるも の	500以下					
	変	変更		変更額が変更前主管課長又は	前の額の2割以 ^一 主管室長	下の場合は、					
					前の額の2割を起 快裁区分(合議必						
(12)補助金の	請求(収	ス入の場	場合)			0					
(13)補助金の 合)	事業実績	績報告	(収入の場			0					
(14)歳入及び 出命令	歳出外理	現金の	収入及び支			0					
(15)資金前渡	(15)資金前渡、概算払及び前金払		前金払		、概算払及び前 承認の決裁区分り		出科目の支出				
(16)資金前渡	及び概算	算払の	精算		前渡及び概算払額 スは主管館長等	質の2割以下の	場合は主管課				
				精算額が資金i 前の決裁区分	前渡及び概算払額 (合議必要)	質の2割を超え	る場合は変更				

附 則(令和2年教委訓令第 号) この規程は、令和2年4月1日から施行する。